

令和 8 年度 会計年度任用職員 (特産化事務補助員) 募集要項

令和 8 年 1 月 15 日
東京都産業労働局

1 採用予定職、採用人員等

採用予定職	採用予定数	勤務日数	勤務職場
会計年度任用職員 (特産化事務補助員)※	1 名	月 16 日	雇入れ直後： 東京都島しょ農林水産総合センター 三宅事業所（東京都三宅村坪田 4 3 5 7） 変更の範囲：変更なし

※ 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき任用される非常勤職員

2 採用予定日

令和 8 年 4 月 1 日

3 任用期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（任用から原則 1 月は条件付採用）

※任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続 4 回まで公募によらず再度任用される可能性があります。

なお、期間を定めた任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。

4 職務内容（雇入れ直後）（※変更の範囲：変更なし）

- (1) 生産者部会事務補助
- (2) 各種研修実施事務補助
- (3) 庁舎・圃場の維持管理
- (4) 庶務・経理事務

5 応募資格・求められる能力

- (1) パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。
- (2) 普通自動車第一種運転免許を有していること。
- (3) 都民、事業者等に対し親切かつ丁寧な対応を行い、相手を理解・納得させるためにわかりやすい説明ができること。
- (4) 自己の職責を認識し、責任を持って自ら積極的に取り組む意欲があること。
- (5) 区部への出張が可能なこと。
- (6) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項に該当しないこと。
(別紙「会計年度任用職員申込書」に記載の項目)
- (7) 災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること

6 選考方法

第1次選考、第2次選考で総合的に判断します。

第1次選考：書類選考

第2次選考：面接選考

7 選考日時及び会場

第1次選考として書類選考を実施し、書類選考通過者のみ面接を実施します。

(1) 第2次選考日時

面接	令和8年2月12日（木）
----	--------------

※時間については、書類選考通過者のみ別途通知いたします。

※島しょ地域での面接となるため、天候等により直前で面接日に変更となる場合がございます。あらかじめご了承ください。

(2) 第2次選考会場

会場名	東京都島しょ農林水産総合センター三宅事業所
所在地	東京都三宅村坪田4357
電話	04994-6-1414

8 勤務時間

8時30分～17時15分までの7時間45分

※1 12時00分～13時00分までの休憩時間1時間は、勤務に含まれない。

※2 所定勤務時間を超える勤務…有（業務の必要上やむを得ない場合）

9 報酬額

月額	208,100円
----	----------

※1 通勤手当相当額を別途支給します（上限150,000円/月）。

※2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当が支給されます。

※3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合があります。

10 社会保険

東京都職員共済組合への加入（短期給付及び福祉事業を適用）、健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。

11 休暇等

(1) 有給

年次有給休暇、病気休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、
母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、
慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇

(2) 無給

病気休暇、妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護等休暇、
健康管理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、子育て部分
休暇、育児休業、部分休業

※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与

※ 病気休暇は勤務日数に応じた上限の範囲内で有給の取扱いとなりますが、上限到達後の取得は無給の取扱いとなります。

12 申込手続

(1) 申込方法

以下の書類を産業労働局農林水産部調整課管理担当までメール又は郵送で提出してください。

【提出書類】

- ・会計年度任用職員申込書（必要事項を記入・写真を貼付してください）

※ 応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

※ 会計年度任用職員申込書の職名は、「特産化事務補助員」としてください。

※ メールで申し込む場合、件名は「会計年度任用職員応募書類提出（特産化事務補助員）」としてください。

(2) 申込締切

令和8年1月29日（木）午後5時 （必着）

13 合格発表

合格発表は、令和8年2月下旬を予定しています。受験者全員に結果を通知します。

14 問い合わせ先

東京都島しょ農林水産総合センター庶務課庶務担当

〒105-0022 東京都港区海岸2-7-104

電話 03-3454-1951

※ お問い合わせの受付時間は、応募期間のうち土日祝日を除く午前9時から午後5時まで

15 申込み先

東京都産業労働局農林水産部調整課管理担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

電話（直通）03-5320-4813 （都庁内線）37-116

メールアドレス S0000484@section.metro.tokyo.jp